

総合科学技術会議評価専門調査会研究開発評価システムの在り方に関する検討 WG
「研究開発評価システムの充実に向けた検討の取りまとめ（案）」に対する意見

平成24年7月24日
文部科学省
科学技術・学術政策局
科学技術・学術戦略官（調査・評価）

1. 政策評価との関連及び用語の定義について

- ・現在の大綱的指針において、「研究開発施策の評価」は、「政策上の特定の目的や目標ごとにひとつのまとまりとした施策、競争的資金制度、さらに、分野ごとの研究推進方針や戦略、計画などの体系（中略）などを対象として、目標が設定された施策ごとに実施する。」とされている。取りまとめ（素案）における「プログラム評価」は、この「研究開発施策の評価」の充実と考えてよいか。

その際、政策評価法における政策評価と混乱しないように整理しておく必要があるのではないか。

- ・その他、プロジェクト及びプログラムについて、その定義を明確にする必要があるのではないか。（文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会「研究開発評価システム改革の方向性について（審議のまとめ）」p3における定義が参考になると考えられる）

2. 基礎研究の扱いについて

- ・研究者の自由な発想に基づいて行われる独創的で多様な基礎研究は、成果が必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることがないよう図ることが必要である。

これは、プロジェクトとしての基礎研究及び研究資金制度のうち基礎研究を支援するものについて、同様の配慮をする必要があると考えられ、具体的には、2. 1. 4. 3の第2パラグラフの末尾に、以下を追記すべきではないか。

「ただし、①科学技術的な価値を目指すタイプ（研究型プログラム）のうち、基礎研究については、成果が必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることがないよう特別の配慮が必要である。」

3. 追跡評価について

- ・全てについて追跡調査を実施することについて、評価疲れが指摘されている状況において評価コストを考慮すると、科学技術政策全体の効率性という点から現実的でない。よって2. 2. 4. 3の第3パラグラフを「追跡評価をより積極的に位置付けて実施対象を拡大するとともに、プログラム評価に必要とされるプロジェクト（研究開発課題）を幅広く追跡調査を行っていくことが望まれる」と修正すべきではないか。